

## 第2回阿蘇市議会会議録

- 1.平成28年6月3日 午前10時00分 招集
- 2.平成28年6月3日 午前10時00分 開会
- 3.平成28年6月3日 午前11時05分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

### 出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

### 欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	宮川清喜
教育長	阿南誠一郎	総務部長	和田一彦
市民部長	佐藤菊男	経済部長	吉良玲二
土木部長	伊藤繁樹	教育部長	市原巧
総務課長	高木洋	福祉課長	山口貴生
農政課長	本山英二	建設課長	阿部節生
財政課長	宮崎隆	教育課長	日田勝也
税務課長	藤井栄治	ほけん課長	藤田浩司
観光課長	秦美保子	住環境課長	古閑政則
人権啓発課長	下村裕二	市民課長	岩下まゆみ
まちづくり課長	佐伯寛文	水道課長	浅久野浩輝
阿蘇医療センター事務局長	井野孝文		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石寄寛二	議会事務局次長	山本繁樹
--------	------	---------	------

9. 議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 第 1 回定例会で各種委員の任命同意・推薦決定をした方々のご紹介について

日程第 4 諸般の報告について（議長）

日程第 5 諸般の報告について（市長）

日程第 6 提案理由の説明

午前 10 時 00 分 開会

1 開会宣言

○議長（藏原博敏君） 議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、4 月 14 日以降に発生しました平成 28 年熊本地震により多くの尊い命が失われ、また多方面に甚大な被害がもたらせられましたことは、誠に痛恨の極みであります。つきましては、犠牲となられました方々のご冥福をお祈りし、黙祷を捧げたいと思っております。全員ご起立をお願いします。黙祷。

（黙祷）

○議長（藏原博敏君） ありがとうございます。お直りの上、着席を願います。

また、被災をされました多くの方々、市民の皆様にご心からお見舞いを申し上げます。

それでは、これより会議に入ります。

平成 28 年第 2 回阿蘇市議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私多忙な折り、本定例会にご出席をいただき、お礼を申し上げます。

本定例会に提出されました諸議案につきましては、後ほど市長のほうから説明がありますが、議員各位におかれましては慎重に審査をしていただき、適正にして妥当な議決をいただきますようにご協力をお願い申し上げます。

なお、この時期になりますと全国的に梅雨に入り、集中豪雨などにより各地で毎年甚大な被害が発生しております。特に皆様のご記憶にありますとおり、平成 24 年 7 月に発生しました九州北部豪雨災害は、この梅雨時期に発生したものであります。従いまして議員各位には自重自愛の上で、地域の災害防止にも格段のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は 20 名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、平成 28 年第 2 回阿蘇市議会定例会をこれより開会いたします。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

それでは、早速議事に入ります。

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（藏原博敏君） 日程第 1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定によりまして、11 番議員、湯浅正司君、12 番議員、田中弘子君の両名を指名いたします。

#### 日程第 2 会期の決定について

○議長（藏原博敏君） 日程第 2「会期の決定について」を議題といたします。

今期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告を行います。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

議会運営委員会の会議の結果について、ご報告をいたします。

議会運営委員会を 5 月 27 日及び本日開催し、本定例会の会期日程等について審議をいたしました結果、まず会期につきましては今定例会の付議事件が報告 6 件、承認 7 件、議案 13 件及び同意 1 件の合計 27 件であることから、会期を本日 6 月 3 日から 6 月 15 日までの 13 日間といたしました。

会期日程につきましては、事前に議員各位に配布してあるとおりでございます。

次に、本定例会における議案等の審議の方法であります。報告 6 件、承認 7 件、同意 1 件以外の 13 議案につきましては、質疑の後、各常任委員会に付託することといたしました。

また、本日 2 件の追加議案が提出されましたので、議案書につきましては本日配付を行い、6 日の日程に追加を行い、質疑の後、各常任委員会に付託をすることといたしました。

議案審議については、ただ今申し上げましたように、会期中の日程に従って、各常任委員会に付託することといたしました。

次に、一般質問の取り扱いについてご報告いたします。4 月 14 日以降に発生しました熊本地震による災害復興業務を優先、支援するため、今定例会での一般質問につきましては取りやめることといたしましたので、議員各位にご理解をよろしくお願いいたします。

最後に、本日の議会終了後は全員協議会を開くことといたしましたので、ご出席のほどをよろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 会期の日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

従って、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定いたしました。

### 日程第3 第1回定例会で各種委員の任命同意・推薦決定をした方々のご紹介について

○議長（藏原博敏君） 日程第3「第1回定例会で各種委員の任命同意・推薦決定をした方々のご紹介」を行います。

先の第1回阿蘇市議会定例会におきまして、各種委員の推薦任命の同意をいたしました。よって、皆様に本日お見えいただいておりますので、ここでご紹介を申し上げたいと思います。

それでは、入場願います。

それでは、ご紹介を申し上げます。

教育委員として決定をいただきました西本貴志様です。西本様、どうぞ自己紹介をお願いします。

○教育委員（西本貴志君） 皆様、おはようございます。このたび教育委員になりました西本でございます。ご同意いただきまして、誠にありがとうございました。これから子どもたちのために一生懸命に頑張りますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 西本貴志様、ありがとうございました。

続きまして、人権擁護委員として推薦決定をいただきました坂梨征子様です。どうぞ、自己紹介をお願いいたします。

○人権擁護委員（坂梨征子君） 議員の皆様方、おはようございます。このたび2期目といたしましてご推薦いただきましてありがとうございました。1期3年間がすごく短く感じましたが、今までの経験を生かしまして、相談者の方に少しでも寄り添えるような形でこれから先も精進したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 坂梨征子様、ありがとうございました。

お二人におきましては、ご多用中にも関わりませずご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、ご退席をお願いいたします。

お諮りいたします。第92回全国市議会議長会定期総会におきまして、議員在職15年以上の方々の表彰状を、また全国市議会議長会建設運輸委員会委員への感謝状を受け取りました。つきましては、ここで表彰状の伝達を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、伝達を行います。

議員在職15年以上の受賞者は、田中則次議員、古木孝宏議員、また建設運輸委員会委員の感謝状は、私、藏原でございます。つきましては、この場をお借りしまして表彰状の伝達を行いますので、ただいまご紹介しました受賞者の方は演壇のほうをお願いいたします。

（表彰状伝達）

○議長（藏原博敏君） 表彰を受けられました田中則次議員、古木孝宏議員におかれましては、誠におめでとうございます。

これをもちまして、表彰状、感謝状の伝達を終わります。

#### 日程第4 諸般の報告（議長）

○議長（藏原博敏君） 日程第4「諸般の報告」を行います。

議長の諸般の報告につきましては、先ほど配付しました別紙報告書をご覧いただきたいと思っております。

まず、監査委員より平成28年1月分から4月分までの月例出納検査報告書が提出されております。報告書につきましては、議会事務局に保管しておりますので、ご自由に閲覧をお願いいたします。

次に、熊本県市議会議長会並びに阿蘇市町村議長会等の開催状況についてであります。熊本県市議会議長会が人吉市及び東京で開催され、会務報告、要望活動などが行われました。詳細につきましては、後でご覧いただきたいと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 日程第5 諸般の報告（市長）

○議長（藏原博敏君） 日程第5、市長の「諸般の報告」を行います。

市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。発言の冒頭にあたり、14日、地震発生1週間後自己管理を怠り、肺炎になり入院をいたしました。市民の皆様はもとより、関係各位に大変ご迷惑を掛けし、申し訳ございませんでした。

さて、熊本地震で多くの尊い生命が失われ、家屋の倒壊などにより、未だたくさんの方々避難所での不自由な生活を余儀なくされておられます。被害に遭われたすべての皆様方に、心から深くお見舞い申し上げます。また、阿蘇の歴史の象徴である国指定重要文化財阿蘇神社の楼門などが倒壊をし、多くの方々が衝撃を受けました。一日も早い復興を願うものがあります。平成24年豪雨災害以来、今回も発生当時から今日まで、国・県、ボランティア、関係機関の力をお借りし、二次災害の防止、現地での命がけの救命・救出・救援、支援物資の供給、ライフラインの復旧に全力で取り組んでいただき、心から感謝申し上げます。そして、今なお行方が不明となっておられる1名の方の早期発見を願うものであります。

それでは、地震被害の状況を説明しながら、諸般の報告といたします。

#### 【被害の状況】

まず、人的被害について、避難所において2名の方が体調を崩されお亡くなりになりましたことは非常に残念であります。負傷者の方は、重傷者1名、軽傷者98名であり、皆さん回復に向かわれています。住家被害に係るり災証明書の発行件数は、現時点で前回96件、大規模半壊59件、半壊327件、一部損壊877件、合計1,359件になっています。庁舎について、本庁及び内牧支所は大きな被害に至らなかったものの、波野支所は危険家屋の判定を受け、

波野保健福祉センターに仮移転し、執務を進めています。また、公共土木施設の被害は道路損壊が仙酔峡線や狩尾幹線など約 65 カ所、橋梁損壊が新橋、新花原川橋など 20 カ所、河川損壊が草原川、榊川など 48 カ所、総規模災害も含めると総被害額は 37 億円以上、農業関係の被害も甚大であり、農地及び農業施設は圃場の地割れや沈下、用排水路の損壊、農道の隆起など、被災箇所は 3,000 箇所を越え、林道・林業施設等も合わせると 100 億円超の被害となっています。上水道にあつては、初災から 22 日後の 5 月 7 日に通水することができ、多くの皆様方に大変ご迷惑をお掛けしてまいりました。

また、山上の阿蘇山地区簡易水道は、9 割近くを供給している南阿蘇村内 2 カ所の水源流出で復旧が極めて困難な状態に陥り、被害総額は 6 億円を超える見込みです。新しい水源の確保に向け、一部水道施設を所有している熊本県と早期復旧を目指しています。

下水道においても、汚水管渠の断裂や破損、中だるみやクラックなどにより総延長 2,400 m、マンホール 114 カ所が被害を受け、約 6 億 3,000 万円、汚水処理場浄化槽の約 1 億円、応急・仮復旧費 5 億円を合わせ、被害総額は約 12 億 3,000 万円に上っています。

観光面では、宿泊客のキャンセル数が既に 15 万人を超え、内牧を中心に泉源にも被害を受け、国道 57 号や J R 豊肥本線の復旧の目途も立っていないこと、また県道阿蘇吉田線の被災や山上の水源途絶などから、非常に厳しい現状に直面しております。

商工業においても、被害総額は 13 億円超となっており、事業の継続や従業員の雇用が心配されます。

教育関係では、4 月 18 日には児童生徒の安否確認も完了しました。阿蘇西小学校は校舎の一部や外周に大きな亀裂も発生、校舎北側は地盤沈下や地割れ等も発生しており、応急危険度判定は危険となりました。その他の学校施設については大きな被害はなく、波野小中学校は 4 月 27 日に、他の小中学校は 5 月 9 日に、被害の大きかった阿蘇西小学校については校舎を旧尾ヶ石東部小学校に移し、学校を再開しました。そして、元気と笑顔を届けようと波野小中学校、一の宮中学校では体育大会が開催され、子どもたちは明るく元気に練習の成果を精いっぱい披露し、たくさんの方々にその思いが伝わったと思います。

阿蘇医療センターは免震設備が施され、自家発電や貯蔵タンクが整備されていたことから、発生後も中断することなく医療機能を維持、救急患者への迅速な対応はもとより、各地から集結する DMA T、災害派遣医療チームや H u M A 災害人道医療支援会など、各種医療支援チームで構成する阿蘇地域保健医療復興連絡会議の活動拠点として被災者を支援にあたってきました。

災害対策本部の設置と緊急対応、4 月 14 日 21 時 26 分の前震後、全職員が参集、災害対策本部を設置し、情報収集をしながら自主避難所 3 カ所を開設、避難者 23 世帯 49 名の対応を進めました。結果的に被害もなく、15 日は小中学校も平常通りでした。しかしながら、翌 16 日未明には、マグニチュード 7.3、阿蘇市内の最大震度 6 弱という本震が走り、広域的大災害であることを誰もが直感、すべての職員が本庁に集結をし、暗闇の中、庁舎玄関前に本部を設け、3 時 40 分県知事に自衛隊の派遣要請、4 時に熊本県に先遣隊の派遣を要請するなど、人命第一の対応を行ってきました。あらゆる避難所の開設を進めるとともに、夜が明けると

同時に被害を調査、併せて倒壊家屋内に取り残された人がいないかを確認、また7,500人を超す避難者の対応等々、全職員全力で取り組みました。併せて、各関係機関との連絡調整会議や災害対策本部会議を定期的で開催し、情報の共有、課題の把握、問題の解決、より有効な人員配置等々を進めてきました。一方、限られた人員の中で矢継ぎ早に出てくる処理対応は使命感で乗り切り、疲労困憊、不眠不休、限界を超えていたことは否めません。

被災者支援、避難者・避難所対応、発生当初から避難所開設を進め、災害時には指定避難所10カ所をはじめ、地域の自主避難所36カ所以上に7,600名を超す方々が、また車中避難者等の方々も含めると相当数の皆様が避難されていました。24時間体制で可能な限りの職員を避難所に配置し、衛生面、健康管理のほか、他県から保健師の支援も受け、家庭訪問指導を行い、健康障害の発生予防に努めました。避難生活が長引き、エコノミークラス症候群など健康面が心配され、7月16日から住民健診を開始し、より多くの方々に受診していただけるよう呼び掛けます。また、よりよい環境の中で生活再建が進むよう、旅館等への二次避難のご案内を行い、6月1日現在44世帯、98名の方が利用されています。

支援物資、給食支援、政府をはじめ各機関、団体、個人からのプッシュ型で送られてくる支援物資の拠点を、北側別館から旧中通小学校体育館に移し、自衛隊災害派遣部隊の協力を得て、必要なものが必要な人に確実に届くよう対応しました。また、避難所だけでなく車中避難所等も含め、市内全世帯の支援ニーズ調査が自衛隊災害派遣部隊により行われ、必要最低限ではありましたが必要物資の提供を行ってきました。その支援物資も4月23日にはほぼ充足し、24日以降は商店等も順次再開してきたことから受入れを休止しています。食の提供は、発災当初は波野地域を除いて断水、停電が続き、外部からの調達も困難であったことから、波野給食センターで避難所での給食支援を行ってきました。地域によっては、自主防災組織がガス等による炊飯、家庭にあるものを持ち寄っての調理等が取り込まれ、大変助かりました。現在は長期化による避難者の疲労や避難所の集約、避難者数の固定化により栄養面を考慮した弁当配食で対応しています。

被災者生活再建窓口の設置、住家の被害認定調査、本市は被災の状況に応じた各種申請を一括で受付、二度手間や申請漏れ等がないよう、また熊本県弁護士会のご協力をいただき、会場に弁護士を配置するなど、被災者の方々の総合的な支援のため5月10日から18日に掛け被災者生活再建窓口を設置し、各種相談等に対応してまいりました。り災証明発行の基本となる住家の被害認定調査を4月18日から29日まで国の指針に基づき実施、4月30日以降は熊本県が進める被災者台帳生活支援システムを活用し、まず外観目視の1次調査を実施してきました。併せて未調査分は通過調査を進め、5月24日以降はご同意をいただけなかった判定結果について2次調査を行っています。この、り災証明判定結果を基に、福祉課では災害見舞金、被災者生活再建支援金、災害援護資金、保育料の減免等、住環境課では応急仮設住宅、みなし仮設住宅、住宅の応急処理を、またほけん課では介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免、国民年金保険料の免除、納付猶予、税務課では市税の減免等の制度説明、申請の受付を行ってまいりました。総務課では、被災証明書発行、NHK放送受信料の免除、電気料金免除等の説明を行い、水道課では5月分の水道料金を免除しています。地震で申請

受付開始が遅れました年金生活者等支援臨時福祉給付金についても、市民の利便性に配慮し、被災者生活再建窓口と並行して申請受付を行ってきました。

人的支援、自衛隊は発生当初から5月12日まで全国から各部隊が順次結集、多いときで1日6,000名を越す隊員が給食・給水支援、入浴支援、災害廃棄物仮置場支援、衛生支援、全世界を回って支援ニーズ調査、支援物資整理配付等に取り組んでいただきました。また、熊本県をはじめ宮崎県、長崎県、県内外からの行政機関からマンパワーのご支援をいただき、家屋の被害調査、避難所対応等、あらゆる業務に対応いただきました。非常に有り難く、大変助かりました。国土交通省は、早々にリエゾン災害対策現地情報連絡員やTEC-FORCE緊急災害対策派遣隊を派遣、土砂崩落現場の現地確認、土砂災害警戒区域等の緊急点検、河川調査をしていただき、その報告を受けています。消防団は各地域の巡回や避難勧告・避難指示時の対応、また赤十字奉仕団、地域婦人会は炊き出しをはじめ避難所での配食支援、社会福祉協議会では災害ボランティア支援センターの運営等、あらゆる機関からのご支援をいただきました。

災害廃棄物処理被災家屋の解体撤去処分、災害廃棄物の収集・運搬・処分は、阿蘇市災害廃棄物処理計画で仮置場の候補地を選定し、県を通して4月17日に熊本県産業廃棄物協会に支援の要請を行いました。被害が広範囲におよび甚大であったこと、国道57号の土砂崩落や活発な余震等により大変困難な状況でありましたが、協会、関係機関や他県からの人的支援を受け、早期の生活再建のため約2万6,000トンを見込み、5月末日まで災害廃棄物を受け入れました。また、被災者の方々の負担を軽減し、早期の生活再建になるよう、熊本地震事業対策班を内牧支所内に新たに設置し、被災建物等解体・撤去支援事業を進めています。

農林畜産関係では、震災復旧緊急経営体育成支援事業に着手、納屋、畜舎を含めた農業用施設等の解体撤去、そして農業用施設・機械を含めた復旧など、農業再生と生産意欲向上対策を講じています。

大阿蘇環境センター未来館、し尿処理施設蘇水館も被災しており、未来館にあっては未だ本稼働できない状況にあります。発生後の生活ごみや各避難所のごみ収集は、関係機関や他地域の同施設受入協力、民間事業所等の支援でごみ集積所に災害廃棄物と生活ごみが山積みされる自体は防ぐことができました。

応急仮設住宅は、県の発注で阿蘇体育館東側に19戸、旧阿蘇北中学校校舎跡地に26戸建設中であり、7月上旬に入居可能になる見込みです。再建支援住宅15戸も、入居希望者の方の抽選も終わり、近日中に入居ができ、みなし仮設住宅は現在35世帯が入居申し込みを終えています。また、応急仮設住宅の対象要件が一部拡充されたことから、制度周知に努めています。住宅の応急修理は196件の申請があり、順次対応がなされています。

復旧に向けての課題と方向性、防災・減災対策、山々や河川堤防に無数の亀裂や地割れ、地盤が大きく揺すられゆるんだ状態の中に、今年も梅雨期を迎えます。また、一昨年からの火山活動で砂防治山のダム、河道内等、非常に多量の火山灰も堆積しています。当然、雨が降れば土砂災害、堤防の決壊や越水も危惧されます。命を守ることを大前提に、九州北部豪雨災害の惨事を繰り返さないよう区長さん方や消防団幹部の皆様方へ梅雨期における避難行



動と題した説明会を開催し、外輪山内壁の情報報告や早めの避難の呼び掛けを依頼、地域主体の防災活動、避難所の確認等を行ってきました。自然災害を食い止めることはできませんが、それが人災につながらないように細心の注意を払い、関係機関、団体とともに防災・減災に努めます。

少し詳細について報告します。

農林畜産関係、広範囲にわたって農地や林地等は壊滅的な被害を受けております。特に被害が集中した圃場整備区域の復旧は、高度な技術力が要求されることから、県営事業での災害復旧事業を協議しており、林地、草地についても人命を脅かす状況にあり、緊急治山事業を関係機関に要望しています。

水稻の喫緊の対策として、補助災の基準に満たない農地は機械リース事業等で作付け可能となるよう、また作付け困難圃場は主食用米から大豆等への作物転換を進めています。畜産業では、畜産等の倒壊により家畜の圧死、放牧地の地割れ、牧柵や牧道の損壊等、放牧継続が困難な状況にあり、畜産経営にも大きな打撃を与えています。今後も早急な緊急支援策を国・県、関係機関等へ働きかけ、本市の基幹産業である農林畜産業の再生、農業者の方々の経営再建等に取り組みます。

観光・まちづくり関係。阿蘇の観光資源である温泉の泉源が甚大な被害を受けたこと、また阿蘇山上に通じる県道阿蘇吉田線の被災、そして何より山上の水源流出と今後の阿蘇市の観光振興にとって大きな痛手となりました。修学旅行をはじめインバウンド等による入り込み客増は当面は期待できない状況にあり、非常に厳しい現状にありますが、まずは被災したＪＲ豊肥本線の早期復旧と国道 57 号の早期開通に向け、ことあるごとに要望活動を行うとともに、九州圏域の連携を強化し、夏休みシーズンに向けた誘客戦略、観光復興を積極的に取り組みます。また、道路や鉄道等の交通インフラは、入り込み客数や地域経済消費額に大きく関係し、企業の事業継続と、そこで働く従業員の雇用に直結するものであり、国に事業継続、復興再建に必要な無利子融資制度と補助制度の創設、雇用保険の給付日数の延長と支給要件の緩和等を要望しています。

ライフライン関係。道路については発災後、被害箇所の通行止め等の緊急措置を行い、避難道路となる重要な路線は応急措置の上、供用、現在災害査定に向けた調査を行いながら、随時応急工事を行っています。今後、査定設計の終了した箇所から数回に分けて災害査定を受検し、本復旧を行います。規模が大きく、農業災害復旧や上下水道災害復旧との調整も必要で、完了に数年かかることが想定されます。また、公共下水道についても被災箇所が多く、落岩等も随所に発生しており、本復旧に相当の時間を要する見込みです。

上水道は水道事業始まって以来のインフラ災害で、他県の水道関係、管工事協同組合者など多くの方々の支援を受け、全域に通水することができました。しかし、本復旧には相当の期間と費用が発生します。災害査定の準備中ですが、地震災害に強い水道事業を目指し、本復旧に取り組みます。

教育課所管施設関係。教育課所管施設は、阿蘇西小学校校舎、阿蘇給食センター、農村公園あびか、一の宮武道場が大きな被害を受け、アゼリア 21 は内壁のヒビや窓ガラスの修理、

プール天井の再調査が必要です。特に子どもたちの食を預かる阿蘇給食センターは、地盤沈下により浄化槽や配水管、室内設備が破損していることから、簡易給食、パン・牛乳やおにぎり弁当で対応しています。また、PTA、地域団体の方々のご厚意により、食材の提供をいただいています。引き続き、教育関係施設の災害復旧工事に取り組み、安心・安全な教育環境設備を2学期からの学校給食再開に向け、最大限努力をします。

主にこれまでの取り組みについて、諸般の報告させていただきました。早期の完全復興を遂げるために、議員各位、市民の皆様方、関係者の方々、持てる力と思いを一つに、全市一体となり開拓の魂を再び奮い立たせ、決してあきらめることなく一步一步確実に進むことが力強く蘇る安心・安全な素晴らしい阿蘇につながっていくと確信します。

以上、諸般の報告といたします。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の「諸般の報告」を終わります。

## 日程第6 提案理由の説明

○議長（藏原博敏君） 日程第6、これより市長の「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） 引き続きまして、平成28年第2回阿蘇市議会定例会提案理由の説明をさせていただきます。

承認第2号「専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について」

本件は、地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、緊急に改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第3号「専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」

本件は、地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、緊急に改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第4号「専決処分した平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第9号補正であります。

本件は、年度末の財源等の調整を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

歳入では、特別交付税等を追加し、国県支出金、繰入金及び市債等を減額、歳出では、財政調整基金、公共施設管理基金及び教育施設整備基金を追加し、各種事業の実績に応じて所要の調整を行っております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ3億9,147万円を追加し、歳入歳出予算総額を195億9,608万6,000円といたしました。

承認第5号「専決処分した平成27年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第5号補正であります。

本件は、年度末の財源等の調整を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき

専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

歳入では、国庫支出金及び療養給付費等交付金等の増減を、歳出では、歳入確定に伴う財源の調整を行っております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ1,185万4,000円を減額し、歳入歳出予算総額を45億5,928万7,000円といたしました。

承認第6号「専決処分した平成27年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」  
本予算は、第5号補正であります。

本件は、年度末の財源等の調整を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

歳入では、保険料、国庫支出金及び繰入金等の増減を、歳出では、歳入確定に伴う財源の調整を行っております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ1,812万円を減額し、歳入歳出予算総額を31億8,306万7,000円といたしました。

報告第3号「平成27年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」

本件は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

報告第4号「平成27年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」

本件は、事故繰越しに係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

報告第5号「平成27年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」

本件は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

承認第7号「専決処分した平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第1号補正であります。

本件は、災害による財源等の調整を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

熊本地震により本市においても甚大な被害が発生し、激甚災害の指定や災害救助法の適用を受けております。避難者支援、災害廃棄物処理、道路・河川・公共施設等の応急的な復旧に早急に対応するため、必要となる費用等を計上しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ23億6,432万円6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を174億5,848万5,000円といたしました。

承認第8号「専決処分した平成28年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」

本予算は、第1号補正であります。

本件は、災害による財源等の調整を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

歳入では、国庫支出金を、歳出では、災害復旧費を計上しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ6億1,267万円を追加し、歳入歳

出予算総額を 14 億 2,120 万 4,000 円といたしました。

議案第 61 号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

本件は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令等の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 62 号「阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

本件は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 63 号「阿蘇市公園設置条例の一部改正について」

本件は、阿蘇山麓多目的広場の設置に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 64 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。

本件は、災害復旧等に伴い、歳入では、災害復旧事業に係る国・県支出金、災害復旧債及び財政調整基金繰入金を、歳出では、農林水産業施設等の災害復旧費、道路・河川等の災害復旧費、公共施設の災害復旧費及び災害廃棄物処理費を追加しております。

また、障害・遺族年金受給者向け等の臨時福祉給付金の追加や人事異動等に伴う人件費の増減等を計上しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 54 億 1,155 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 228 億 7,004 万円といたしました。

議案第 65 号「平成 28 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。

本件は、災害復旧等に伴い、歳入では、国庫支出金及び市債を、歳出では、災害復旧費を追加し、人件費の調整及び事業箇所の精査等による事業費を増減しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 5 億 4,673 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 19 億 6,797 万 7,000 円といたしました。

議案第 66 号「平成 28 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

本件は、人事異動等に伴い、歳入では、繰入金を、歳出では、総務費のうち一般管理費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 229 万円を減額し、歳入歳出予算総額を 43 億 3,445 万 9,000 円といたしました。

議案第 67 号「平成 28 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

本件は、人事異動等に伴い、歳入では、繰入金を、歳出では、総務費のうち一般管理費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 736 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 30 億 9,551 万 7,000 円といたしました。

議案第 68 号「平成 28 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

本件は、人事異動等に伴い、歳入では、繰入金を、歳出では、総務費のうち一般管理費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 314 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 3 億 8,960 万 7,000 円といたしました。

議案第 69 号「平成 28 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

本件は、災害復旧等に伴い、収益的支出では、上水道事業費及び簡易水道事業費を 1 億 736 万円追加し、支出合計額を 5 億 8,950 万 8,000 円といたしました。

また、資本的支出では、加圧ポンプ付給水タンクの購入費及び災害復旧工事費等を 3 億 4,480 万円追加し、支出合計額を 8 億 5,918 万円といたしました。

議案第 70 号「平成 28 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

収益的収入では、医業収益を、収益的支出では、医師及び看護師確保を見込み給与費を追加し、収益的収入及び支出予算総額を 24 億 5,613 万円といたしました。

また、資本的収入では、他会計負担金及び補助金を、資本的支出では災害復旧費として建設改良費を追加し、資本的収入予算額を 4,232 万 3,000 円、資本的支出予算額を 1 億 2,160 万 9,000 円といたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、過年度分損益勘定留保資金で補てんすることといたしました。

議案第 71 号「字の区域の変更について」

本件は、県営三野地区土地改良事業の実施に伴い、字の区域を変更したいので、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 72 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

本件は、旧慣による公有財産の使用権の一部を変更したいので、地方自治法第 238 条の 6 第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 73 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

本件は、旧慣による公有財産の使用権の一部を変更したいので、地方自治法第 238 条の 6 第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

報告第 6 号「阿蘇市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について」

本件は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により阿蘇市土地開発公社の経営状況を説明する書類を提出するものであります。

報告第 7 号「株式会社 A S O ワークネットの経営状況を説明する書類の提出について」

本件は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により株式会社 A S O ワークネットの経営

状況を説明する書類を提出するものであります。

報告第 8 号「一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について」

本件は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類を提出するものであります。

同意第 2 号「阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について」

本件は、阿蘇市固定資産評価審査委員会委員 城輝臣 の任期満了に伴い、その後任委員を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、議案 27 件（報告 6 件、承認 7 件、条例 3 件、予算 7 件、その他 3 件、同意 1 件）を本日上程いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の「提案理由の説明」が終了しました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、11 時 15 分より全員協議会を開催いたしますので、ご出席いただきますようよろしくお願いいたします。お疲れでした。

午前 11 時 05 分 散会